

第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託 仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託(以下「本業務」という。)の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めた第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託に係る業者選定実施要領の事業概要の詳細を示し、企画提案書等の提出に必要な事項を定めるとともに、本業務の実施に当たって必要な事項を定めたものである。

2. 取組背景と業務目的

本市では、近江八幡市観光振興計画(令和5年3月改訂)で新たに掲げた理念「近江八幡ライフスタイルツーリズム」に基づき、市民・観光客それぞれに本市の本質的なまちの魅力を効果的に訴求することを目指している。そのためには、多角化するニーズを捉えて商品・サービスの磨きあげや流行に即した情報発信を行う必要がある。

本業務では、数多くある本市観光資源の魅力を最大限引き出すべく、現状の価値や位置づけを調査し市場のニーズと照らし合わせることで、手法・実施時期・ターゲットなどを総合的に示すプロモーション戦略を策定し、それに対応した観光プロモーションを実施することで観光理念の実現、強いては「本市観光の魅力を知る・実際に訪れる・価値を理解する・ファンになる」といったサイクルを拡大することを目的に実施する。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

4. 業務内容

本業務は、「2. 取組背景と業務目的」に掲げる業務目的を最大限に達成するために、発注者と協議を行いながら業務を進めていくことになる。そのため、適時、調査の実施や戦略の見直し等を柔軟に行い、業務を効果的・効率的に推進すること。

(1) 基礎調査及び分析

ビックデータ※を活用した調査を実施し、観光ニーズに対する定量・定性分析を多角的に行う。

本市の数多くある観光資源を観光ニーズと照らし合わせ、情報発信・磨きあげの方向性を検討する。

実施に際しては、本市観光資源の強みや課題を踏まえ調査及び分析に対する仮説を発注者と定め実施することとし、発注者及び関係団体が既に実施する調査結果については有効活用すること。

※ビックデータの一例

- ・SNS(Instagram、Tiktok 等)の投稿分析
- ・観光スポットや宿泊施設など各種観光コンテンツの属性および来訪者の口コミ情報分析
- ・GPS 機能を用いた位置情報データ分析
- ・アンケート調査 等

上記は一例ではあるが、「観光客が多く訪れるランキング」といった表面的な調査は求めない。

(2) 観光プロモーション戦略の策定

上記(1)の結果を踏まえ、本業務の目的が達成できるような短期的(1年以内:令和7年度)、中長期的(1年から5年:令和11年度までの4年間)戦略を策定すること。なお、戦略の内容には、ターゲット・

コンセプト・施策・KPI・概算費用などを発注者と協議のうえ明確に示すこと。

※以下の(3)に掲げるウェブサイトについては必ず戦略に位置付けること。

(3)ウェブサイトの新規作成・公開

上記(2)に掲げるプロモーション戦略のひとつの施策として観光情報の発信、観光客の情報収集、旅マエ及び旅ナカ、旅アトの情報収集の支援に資する新規ウェブサイト※1を構築し公開する。

なお、機能面については※2の機能を基本に、観光プロモーション戦略に基づく本業務の目的を達成するために必要な機能を導入することを想定している。但し、企画意図が明確で機能が不要なものは発注者と協議のうえ外すことも可とする。また、デザイン面については流行をとらえつつ実用面及び業務全体に係る経費とのバランスを発注者と協議のうえ調整すること。

※1 ウェブサイトの一例

- ・より明確なターゲットに訴求すべく、取材記事、動画及び写真等を用いて特定の観光コンテンツ掘り下げて紹介する媒体
- ・観光コンテンツに関する情報を網羅的に掲載し、予約・決済や地図など外部サイトやアプリケーションとの連動など多機能的を有し高い利便性を持つ媒体
- ・インフルエンサー等の登用や視覚的優れたコンテンツを重視し、認知・理解・購入・評価に繋げる媒体

※2 機能面の一例

- ・地図機能 … 一般的な地図サービスを利用した地図・地点表示ができ、目的地までの様々な交通手段(徒歩・自転車・車・電車・路線バスなど)に対応したルート検索ができる。
- ・検索機能 … ウェブサイト内のキーワード検索等を可能とする検索エンジンを導入する。
- ・評価機能 … ウェブサイト利用者が観光資源・サービスについて評価することができ、他の利用者がその評価を確認できる。
- ・SNS 連動 … プロモーションの手法として SNS を運用する場合、ウェブサイトとの連携を図る。

上記の例のいずれも、ウェブサイト利用者のリーチに繋げる工夫として、優れた写真や動画の撮影もしくは購入等が必要となる場合は受注者にて行うこと。

また、本市の情報を掲載する一般的な観光情報サイト等との差別化や独自性、もしくは統合について提案すること。

ウェブサイトの公開は、令和7年3月20日(木)までに行い、詳細な仕様についてはP. 5の別紙に示す。

公開後、ウェブサイトへのリーチ数や各ページの閲覧数等を適宜分析し報告すること。

(4)プロモーション

上記(2)、に基づきターゲットを明確化し、(3)のウェブサイトへのリーチ数・サイト内周遊数を増加させるために動画・画像・その他販促物等を作成しプロモーションを実施する。

なお、回数・手法・媒体・時期・KPI等の詳細については提案のうえ、発注者の承認を得ること(自由提案とし、トレンド、話題性などを十分に考慮すること)。

※インフルエンサー等を登用する場合は、この事業の趣旨と親和性が高い者を選定すること。

※KPIを測定するために必要な費用も本業務の範囲内である。

(5) 観光関連者への意見交換

上記(1)から(4)について、観光関連事業者及び団体等、市内にて商業や活動を実施する者等への意見聴取を目的とした意見交換会※を最低3回以上、発注者と協議のうえ適切な時期に実施すること。

※意見交換会の一例

- 1回目… 基礎調査・分析結果について
- 2回目… プロモーション戦略について
- 3回目… ウェブサイトとプロモーションについて

(6) その他

- ・業務着手時に、発注者と協議の上、業務計画書を作成し提出すること。
- ・日本内外の観光客の動向や情報発信媒体の流行を分析し、年度毎に事業を見直し、計画的に遂行すること。

上記(1)～(5)について、企画提案する際に本業務の目的を達成するために、より効果的な取組みである等の説明が可能な場合には、発注者と協議のうえ上記内容を変更して良い。

5. 成果品

上記4で示す業務内容の成果品は、業務報告書(正・副)での納品を基本とし、ウェブサイトやプロモーションの成果品データは電子データでの納品とする。また、ウェブサイトは運用マニュアル等も納品すること。

納期については、事業の進捗具合に合わせて適切な時期に納品できるよう発注者と協議し決定する。また、観光プロモーション戦略がまとまった段階で、基礎調査及び分析の結果も含めた概要版を作成すること。

6. 納入場所

近江八幡市総合政策部観光政策課

7. 委託料の請求及び支払い

- (1) 受注者は、業務の完了前に、既履行部分に相応する業務委託料相当額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。
- (2) 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。
- (3) 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- (4) 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- (6) 業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- (7) 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1

項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額からすでに部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

8. その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、業務内容全般を把握する専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のために定期的に発注者と連絡調整を目的とした協議を実施すること。また、協議後1週間以内に協議記録を作成し発注者へ提出すること。
- (2) 本業務の管理・進捗等について、受注者がオンライン会議システム(Microsoft Teams 等)を導入するなど発注者と定期的に情報共有すること。
- (3) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物の所有者(所有者と著作権者が異なる場合には著作権者を含む。)と協議をし、合意が得られる著作物について、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に近江八幡市に無償で譲渡するものし、当該著作物の二次利用を含め近江八幡市が独占的に使用するものとする。ただし、受注者は、本契約履行過程で生じた著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合は、近江八幡市と別に定める使用契約を締結するものとする。なお、受注者は近江八幡市に譲渡した成果物の一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者に行使させないものとする。
- (4) 契約期間中に契約解除等を行った場合、既に納入された成果物については、上記(3)を適用するものとする。
- (5) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合は、近江八幡市が特に指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該契約等の内容について事前に発注者の承認を得ることとし、近江八幡市は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (6) 受注者は、本契約に関して近江八幡市が開示した情報等及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること(公知の情報等は除く)。なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に発注者に承認を得ること。
- (7) 受注者は、本件請負に係る契約の履行に当たり、本契約の全部を一括して第三者に委託させる(以下「再委託する」という。)ことはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、受注者はあらかじめ当該第三者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出し、承認を受けなければならないこととする。また、受注者は発注者から承認を受けた内容を変更しようとする場合についても、同様に発注者から承認を受けなければならないこととする。
- (8) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

【別紙】

第1号近江八幡市観光プロモーション業務委託 仕様書 4「業務内容」-(3)「ウェブサイトの新規作成・公開」に関する詳細

1. ウェブサイト全般に係る企画

- (1) 本業務の目的及びプロモーション戦略に沿ったウェブサイトの全体構成を検討、提案し制作すること。
また、本市の魅力が伝わるデザインにすること。
- (2) PC 及びスマートフォン等、マルチデバイスでの利用を考慮すること。デバイスごとに別サイトを制作するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。
- (3) 公開は、**令和7年3月20日(木)まで**にする。ただし、以降に記載する「アンケート募集」の際にウェブサイト上で手続きなどができるようシステムを適切な時期に構築し公開すること。
アンケート募集…ウェブサイト利用者向けのアンケートフォームを構築し、プロモーションの実施前後の効果測定やKPIの測定のために最低2回以上募集するものとする。また、アンケート結果を整理及び分析し、観光プロモーション戦略をはじめとする本業務の見直しやサイトのブラッシュアップを行うこと。実施に際しては、より高い回答率を得るためにインセンティブを付与する等の工夫を凝らすこと。

2. ウェブサイト作成

- (1) ウェブサイトの全体構成及びデザインの制作
- (2) 発注者及び関係者が一般的に利用可能なオーサリングツールの導入 (WordPress の導入等)
- (3) 必要とされる場面を想定して SEO 対策を行うこと。
- (4) 発注者が別に「令和5年度 近江八幡市観光ルート策定業務」で作成したウェブサイト(観光ルート)について今回用意するサーバーへ移行すること。
※当該コンテンツは、<https://www.omi8.com/> にて公開中であり、移行完了後現在のページは閉鎖を予定する。
- (5) 最新のOSの動作環境に問題なく対応すること。
- (6) ウェブサイトの閲覧等の利用については、パソコンからの利用だけでなく、モバイル端末(スマートフォンやタブレット端末)からも利用できるものであること。
- (7) GA4等のウェブサイトへ訪問したユーザーの行動を分析するアクセス解析ツールの導入を行うこと。

3. 動作環境の構築及び保守

- (1) レンタルサーバ、ハードウェア、ソフトウェア等の調達

レンタルサーバにて用意されるすべてのソフトウェアについて最新相当のバージョンが使われていることを確認すること。また、オーサリングツールに関するプラグインを含めたソフトウェアについても、常に最新相当のバージョンを適用すること。何らかのリスクにより最適化対策を講じることができなかったものに関しては、その理由、代替措置及び影響について発注者に直ちに報告すること。

使用するオーサリングツールについては将来的な多言語化を見据えたものを選択すること。

※事業完了後、引き続き公開することを想定し必要となる経費等について発注者へ予め提示すること。

(2)ドメインの取得

事業実施期間中はウェブサイトが正常に公開されるよう、信頼性の高いドメインを発注者と協議の上決定し新規取得すること。

(3)SSL 証明書の取得

全ページ常時SSL化し通信データを暗号化すること。

(4)セキュリティ対応

安全なプログラミングを行い、公開前に十分なセキュリティテストを実施したうえで、システム、ハード、ネットワーク環境全般において、脆弱性が報告されていないかを常に確認し、アップデート等のメンテナンスが必要な場合は、昼夜問わず対応すること。

(5)システムトラブル対応

システムトラブル発生時は、直ちに発注者に報告するとともに、必要な対策を講じること。また、改ざん被害等発生時の緊急時対応手順を作成すること。

4. 掲載情報の更新

掲載情報について、追加・更新がある場合は、随時対応すること。

※店舗やスポットの情報など今後内容の更新がある箇所については発注者が更新できるように設計すること。

5. ウェブサイトで表示する言語

掲載情報は日本語を基本とする。テキストは利用者が一般的なブラウザやアプリケーション等の翻訳ツールを使用し多言語で閲覧することを想定しテキスト形式で表示すること。ただし、ロゴなどデザインされたテキストについてはこの限りではない。

6. 納品物

オーサリングツールを使用した、発注者および関係者による更新を想定した管理・運営マニュアルを作成すること。

また、機能概要、サイト構成図、入出力設計、データベース設計、SW・HW 一覧などの概要や設定が分かる資料を作成すること。

7. 事業継続性の提案

本業務で策定するプロモーション戦略に基づき、業務終了後のウェブサイトの利活用について提案すること。